

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

最低賃金引き上げ
を支援します

業務改善助成金のご案内

～ 設備投資やサービス利用で生産性向上をお考えの中小企業様へ ～

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行って、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成するものです。

支給対象者

事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者であること

*過去に業務改善助成金を受給していても対象になります。

支給要件

- 1) 事業実施計画を策定すること
 - ①賃金引上計画（事業内最低賃金を一定額以上引き上げる計画を就業規則等に規定していること）
 - ②業務改善計画（生産性向上のための設備投資やサービス利用等の計画をしていること）
- 2) 生産性向上に資する機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

*ただし、単なる経費削減のための経費、職場環境改善のための経費、通常の事業活動に伴う経費、は除きます。
- 3) 事業場内最低賃金を引き上げて支払うこと
- 4) 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

助成額

下記の申請コースごとに定める引上げ額以上の事業内最低賃金を引き上げた場合に、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額

コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10※ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※) ※別途定める生産性要件を満たした場合は、3/4 (4/5)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

詳細はこちらで

厚生労働省 業務改善助成金特設サイト

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/index.html>